

東川端町内会防犯カメラ管理運用規定（案）

1 趣旨

東川端町内会（以下「町内会とする。」）は、町内会担当地区における犯罪や事故を防止して、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現する目的のために、防犯カメラを設置し、運用する。前記の設置・運用目的を逸脱した運用は行わない。設置・運用目的を実現するにあたり、プライバシーの保護や個人情報の適正な取扱いに十分留意するためこの規定を定める。

2 設置場所・撮影方向

- (1) 防犯カメラの撮影範囲は、設置・運用目的を実現するために必要最小限とし、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないように、別添配置図1のとおりとする。また、画像が漏れないよう、配線等の保護を行う。
- (2) 防犯カメラの撮影区域又はその周辺には、防犯カメラが作動中であること及び「防犯カメラ作動中」と明記した表示板を別添配置図2のとおり掲示する。

3 管理責任者等の指定・責務

- (1) 防犯カメラの適正な管理・運用を行うため、管理責任者及び操作担当者を置く（以下「管理責任者等」とする）。
- (2) 管理責任者は、町内会長とする。
- (3) 操作担当者は、町内副会長（高垣英司）とする。
- (4) 管理責任者等は、この規定を遵守し、適正な管理・運用に努めなければならない。
- (5) 管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た情報をむやみに人に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4 機器の操作・視聴の制限

操作・視聴は、原則として、管理責任者または操作担当者が行う。例外として、他の者が操作・視聴を行う場合には、管理責任者の了解を得なければならない。

5 画像の管理

管理責任者は、画像の漏えい、滅失、改ざん防止など画像の適正な管理を図るため次のようにする。

(1) 保管方法

画像記録装置と記録媒体は、管理責任者が設置する保管庫に入れるものとし、保管庫が持ち出されないよう措置を講ずる。

(2) 画像の保護等

画像を複製、移動または送信するにあたっては、次のいずれかにあたることを確認したうえで、設置・運用目的に照らして、必要性を慎重に判断する。

ア. 6に定める規定に基づき画像を提供する場合。

イ. 機器の保守点検を行う場合。※3

画像の複製、移動または送信を行う場合、操作担当者は、事前に管理責任者の承認を得なければならない。また、管理上必要な記録を残すものとする。

(3) 保存期間

保存期間は1か月とする。ただし、特に必要と認められる場合は、設置・運用目的に照らして、必要最小限の範囲で、これを延長することができる。管理責任者等は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに上書き等の方法により確実に消去する。

記録媒体を廃棄する場合は、画像の読み取りまたは復元ができない状態にするものとし、そのことを記録する。

(5) 画像加工の禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

6 画像提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、原則として、第三者に対して提供してはならない。

例外として第三者に画像を提供する場合には、管理責任者は、次のいずれかに当たることを確認したうえで、設置・運用目的に照らして必要性を慎重に判断する。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合。

- (3) 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。
- (4) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合。ただし、個人を判別できる画像を提供するときは、その本人の同意を得なければならない。

前記、(1)から(4)のいずれかに基づき提供する場合、次の三つの要件をともに満たすこととする。

- ア. 提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなどして、身分を確認する。
- イ. 提供したことについて、管理上必要な記録を残す。
- ウ. 要請や同意を文書によって確認する

7 問い合わせの対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ、要望、苦情等を受けたときは、それが設置・運用目的やこの設置運用規定に照らして適正かどうか判断し、迅速かつ誠実に適切な対応を行うものとする。

8 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

捜査担当者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて交換を行う。

(2) 撤去

管理責任者は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って防犯カメラや表示板を撤去する。